

『優秀論文発表賞（基礎・材料・共通部門表彰）』規程

第1条 本規程は、電気学会優秀論文発表賞（基礎・材料・共通部門表彰）に関わる事項を定めるものである。

（表彰の対象）

第2条 本規程に定める表彰の内容及び件数は次の通りとする。

- (1) 電気学会優秀論文発表賞（基礎・材料・共通部門表彰）は、運用年度の研究会における若手発表者（35才程度以下）による論文を対象とする。
- (2) 各研究会の若手発表者の論文数の8%を上限として、優秀論文発表賞（基礎・材料・共通部門表彰）の候補者を選定する。ただし、発表論文数の8%が1未満の場合は、1件を上限とする。

（受賞候補者の条件と選定）

第3条 候補者の満たすべき条件は付1による。部門研究調査運営委員会により、候補者を選定する。部門長は、この選定結果に基づき受賞者を決定する。

（表彰対象者への通知と表彰方法）

第4条 部門長は決定後速やかに受賞者に通知するものとする。表彰は、毎年部門大会において行う。表彰の日付は部門大会期間中の表彰式開催日とする。受賞者、対象論文等を部門大会プログラムに記載する。

（表彰に係わる費用の原資）

第5条 賞状等の表彰に関わる費用については、部門一般会計より支出する。

付則

1. 本規程は平成22年11月19日、部門役員会において承認制定。
2. 本規程は平成22年11月19日より施行する。
3. 平成30年11月5日、基礎・材料・共通部門役員会にて一部改定。
4. 令和3年2月21日、基礎・材料・共通部門役員会（電子メールによる審議）にて一部改定。

付1 受賞候補者の条件等

若手技術者にふさわしい優秀な論文であることを審査基準とする。同一年度にA賞を受賞する者、若しく

は前年度に本賞またはA賞あるいは優秀論文発表・賞Bを受賞した者は、受賞者から除くものとする。ただし、同一年度の他部門のA賞との重複受賞は認めるものとする。